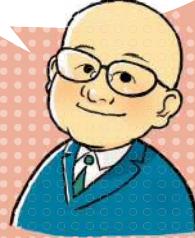


バスケットボール



少し前になりますが、バスケットボールのワールドカップで日本がオリンピックの出場権を得ることができました。

私は中学のときバスケットボール部でした(当時は瘦せておりました。。。)ので、競技のキツさが思い出として強く、今まであまりプロリーグを見る事はなく、たまにNBAを眺めるくらいでした。しかし、今回の日本の頑張りで、競技の面白さを改めて知ることができました。

徳島にも、地元のプロチームとして徳島カンバロウズが誕生しました。是非応援しようと思っています。

(孝志洋)



来年から電子取引データの保存が義務化されます

改正電子帳簿保存法の施行により、令和6年1月より、電子取引データの保存が義務化されます。

すなわち、申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務が課されている方は、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ(電子取引データ)を紙ではなくデータ形式のまま保存しなければなりません。

その際、以下の3点が求められています。

- (1)改ざん防止のための措置をとる(真実性要件)
- (2)日付・金額・取引先で検索できるようにする(可視性要件)
- (3)ディスプレイ・プリンタ等を備え付ける

(1)(真実性要件)については、以下の3つの方法があげられています。



- (ア)タイムスタンプを付与するシステムを導入する
- (イ)訂正・削除の履歴が残る専用システムでデータの授受と保存をする
- (ウ)改ざん防止のため「不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程」を作成・運用する

電子取引データが大量であったり、会社規模が大きく規程だけでは運用が難しいといった場合を除き、(ウ)の方が最も容易に対応が可能と思われます(国税庁が規程ひな型を公表)。

さらに(2)(可視性要件)については、「日付・金額・取引先」でデータ検索できる専用システム等がなくとも、①2年前の売上高が5千万円以下の場合、又は②電子取引データを印刷した書面を日付・取引先毎に整理している場合で、税務調査時に電子取引データのダウンロードに応じができるなら、条件をクリアしているとされています。



また、猶予措置として、上記の対応ができないことに「相当の理由※」がある場合、電子取引データを印刷した書面を税務調査時に提示・提出でき、かつ電子取引データのダウンロードにも応じができるなら、条件をクリアしていると認めるとしています。

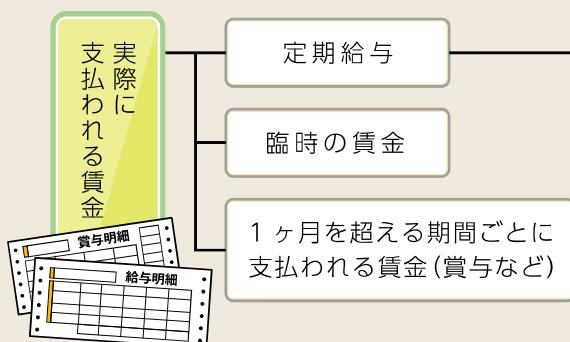
※例えば、資金繰りや人手不足でシステム等の整備が間に合わないといった理由

電子取引データの保存が適切と認められない場合は、最悪のケースとして青色申告取り消しの措置もありますので、自社が扱う電子取引データの範囲・保存方法について、改めて見直しが必要となります。

(大寺)

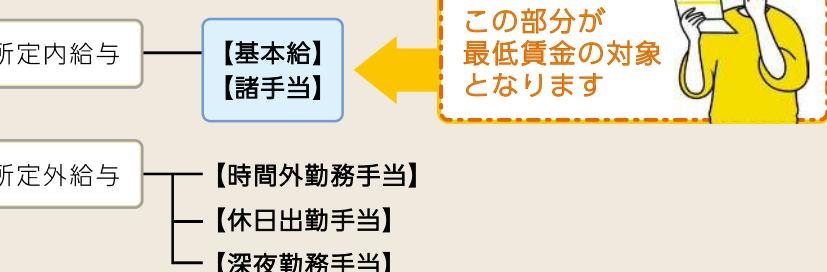
社会保険 最低賃金 今一度、ご確認を！！

- (1) 地域別・・・徳島県896円(令和5年10月1日から)
- (2) 特定(産業別) 各都道府県ごとに一定の事業や職業に従事する基幹的労働者に適用
- (3) 対象賃金・・・毎月支払われる基本的な賃金
- (4) 地域別と特定が同時に適用される場合 ⇒ 高い方の賃金
- (5) 月給・日給制の場合は、時間換算をして時給額でチェック
- (6) 賃金の例



※ 対象となる賃金

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 時間外割増・休日割増賃金
- ④ 深夜割増賃金
- ⑤ 諸手当のうち精勤手当・通勤手当・家族手当



この部分が
最低賃金の対象
となります



ここでクイズ！

Q. 最低賃金で正しいのは…？

- ① 最低賃金の算出基礎には、基本給と諸手当の全てが対象となる。
- ② 時間外割増(残業代)・休日割増賃金は最低賃金の算出基礎に含まれない。
- ③ 賞与は月数で按分し、計算の基礎に入れることができます。

答えは最後のページをチェック！

(竹内政代)

資産税係 孫への教育資金の援助の方法

「孫に教育資金を一括で贈与をすると相続税が安くなると聞いたのですが？」とのご質問を頂戴しました。

教育資金の贈与の特例とは、子や孫に教育資金を贈与する場合、子・孫1人につき1,500万円まで(学校等以外に支払われる場合は500万円まで)を非課税とする特例です。学校等に支払われるものとは、入学金、授業料、修学旅行費、学校給食費などが該当します。学校以外のものに支払われるものとは、学習塾や家庭教師、スイミングスクール、ピアノ教室、などが該当します。ただし、学校外の習い事の費用については、受贈者が23歳未満の場合に限られます。

教育資金の贈与の特例を利用する場合には、金融機関と贈与者が教育資金管理契約を結んだうえで、贈与者は委託者として金融機関に教育資金を移転し、金融機関が「教育費に使う」という目的に従って管理します。また、受贈者が取扱金融機関を経由して、一定の書類を添付した「教育資金非課税申告書」を、納税地の所轄税務署に提出しなければなりません。取扱金融機関は、受贈者から提出された領収書等によって、教育資金の口座等から払い出された金銭が教育資金に充てられたことを確認し、その金額や支払年月日を記録します。この記録は領収書等とともに保管するものとされています。

そして重要なのが、教育資金の一括贈与の特例は、原則として子や孫の受贈者が30歳になると制度が終了します。その時の残高は原則として贈与税の課税対象となり、管理残額に贈与税が課される時は一般税率の対象となります。

た、令和3年4月1日以後の贈与については、贈与者が管理契約終了前に死亡し、その時点で管理残額があれば、受贈者が贈与者から相続または遺贈によってその残額を取得したものとみなされます(受贈者が23歳未満などの場合を除く)。

教育資金を渡す手段として、他に、必要な都度、教育資金を贈与する方法があります。国税庁のホームページにも「贈与税がかからない財産は、生活費や教育費として必要な都度直接これらに充てるためのものに限られます。」とあります。

教育資金の一括贈与にされるか、その都度の贈与にされるか、どちらがご家族にとって最適かは、贈与する方の年齢や受け取る方の年齢などによって違いますので、実行前にご家族でご検討されることをお勧めします。



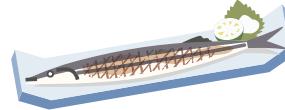
(坂田)

11月の社会保険労務

- 11月30日
 - 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
 - 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
 - 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生日を迎える者)現況届
 - 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生日を迎える者)現況届



※ 年金の日(11月30日)
※ ねんきん月間
※ 建設雇用改善推進月間
※ 職業能力開発促進月間
※ 労働保険適用促進月間



11月の税務

- 11月10日
 - 1. 10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 11月15日
 - 2. 所得税の予定納税額の減額申請
- 11月30日
 - 3. 所得税の予定納税額の納付(第2期分)
 - 4. 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
 - 5. 9月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
 - 6. 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- 7. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 8. 3月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 9. 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 10. 消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く<法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(7月決算法人は2か月分)><消費税・地方消費税>
- 11月中において都道府県の条例で定める日
- 11. 個人事業税の納付(第2期分)

※税を考える週間…11月11日～17日



リスマネ委員会 すでに加入されている保険の内容は万全ですか？

企業のリスク管理に保険を活用することができます。その場合、加入された保険の契約内容を定期的に確認する必要があります。

- (1) 加入している保険の内容を十分理解できていない
- (2) 何年も全く同じ保険料を払っている
- (3) 「似た補償が複数ある」と感じている
- (4) 「すすめられたから」で加入しただけの保険がある
- (5) 「付き合いで(なんとなく)」加入してみた保険がある
- (6) 新たに取得した資産や人材に対する保険をかけていない
- (7) すでに無い資産やいない人材に「かけたまま」の保険がある

一つでも当てはまれば、契約内容の確認のタイミングです。

次号より、企業が重視するリスクについて、詳細を取り上げていきます。

(さくらビジネス)

医療係 消費税の「原則課税」と「簡易課税」

消費税の申告方法には「原則課税」と「簡易課税」の2種類があります。基準期間(前々年)の課税売上高が5,000万円以下であれば「簡易課税」の方式を選択することができます。

「原則課税」では、最終消費者(患者)から預かった消費税は国へ納めることになります。しかし、全額を納めるわけではありません。逆に医薬品や消耗品をはじめ、さまざまな支払いにも消費税が含まれていますので、支払った消費税を合計して、預かった消費税の合計額から控除(※)して差額を納付することになります。

※非課税の売上に対して支払った消費税分は控除できません。また、課税売上割合によって控除できる消費税額は変わります。

「簡易課税」では、納税額を計算するうえで「課税売上」にかかる消費税の合計額から医薬品や消耗品を購入するときに支払った「課税仕入」にかかる消費税の合計額を控除するのではなく、「課税売上」にかかる消費税額に「みなし仕入率」を乗じた金額をもって、支払った消費税の合計額とみなして控除することになります。そのときの「みなし仕入率」は、便宜的に事業内容によって40%から90%までの6種類に区分されています。

医療業の「みなし仕入率」は第5種事業の50%に該当しますが、先月号で紹介したような「課税売上」の内容によっては以下のように区分されます。

- 病院などの売店での物品販売 → 第2種(80%)
- 医療機器などの販売(下取り) → 第4種(60%)
- 差額ベッド、健康診断、診断書作成料、予防接種 → 第5種(50%)



(後藤)

2023年12月から検知器を用いたアルコールチェックが義務化されます

アルコールチェック義務化の対象となるのは、下記のいずれかに該当する企業です。

- 乗車定員が11人以上の白ナンバー車1台以上を保持する企業(※)
- 白ナンバー車5台以上を保持する企業(※)

★ 対象企業が対応すべきこと

- 安全運転管理者の業務の見直し
- アルコールチェックカーの購入
- アルコールチェック記録の保管方法の検討



(※)の台数以上の自動車を使用する使用者は、自動車の使用の本拠地(事業所等)ごとに、安全運転管理者の選任を行わなければなりません。

安全運転管理者を選任したときは、選任した日から15日以内に都道府県公安委員会に届け出なければなりません。届出に関するご質問については、自動車の使用の本拠地を管轄する都道府県警察又は警察署にお問合せ下さい。

(大下)

研修会・懇親会 好評のうち終了いたしました!!

★ 研修会 講師のご紹介

- 社会保険労務士・キャリアカウンセラー 貢場 恵子氏
- さくら税理士法人 所長 公認会計士・税理士 孝志 洋平
- (株)阿波銀行アセットコンサルティング部 部長(野村證券出向) 城戸 茂樹氏



★ 懇親会 アトラクション

KOMA Ensemble(コマ・アンサンブル)

ご参加いただきました皆様、ありがとうございました。
次回のご参加も、役職員一同心よりお待ち申し上げております。

また、YouTubeにUPしておりますのでぜひご覧ください。

研修会①「待ったなし!改正育児休業の実務対応」

<https://youtu.be/jlPhyOdntXw>

研修会②「インボイス制度・電子帳簿保存法の直前対策」

<https://youtu.be/Adtp0VoISIO>



牧野富太郎と父

父は中学校の理科の教師。特に植物学が専門だった。子供の頃、「牧野富太郎」という名前を父からよく聞いた。朝ドラ「らんまん」の主人公。父の憧れの人だったようだ。植物の標本も大量に収集していた。どこかの中学校に寄付するという話を聞いていたが、その結末は知らない。

(竹内)

【クイズの正解は②です】

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....

.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

発行

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページ : <http://www.skr39.co.jp/>
Eメール : kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL : 088-625-2556
FAX : 088-654-1181